

改正案

別記第一号様式（投票人名簿の様式）（第一条関係）

その一

住 所		氏 名		生 年 月 日		性 別
登 録	年 月 日	住民票作成日 転入届出日	年 月 日	投票区		
〔抹消 理由及び その年月日〕	年 月 日	備考			市(区)(町)(村) 選挙管理 委員会印	

備考

- 1 法第28条の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 2 「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第29条の該当事項を記載しなければならない。
- 3 令第10条第2項の規定により投票人名簿登録証明書を送付したときは、令第74条第4項の規定により国民投票郵便等投票証明書を送付したとき若しくは令第75条第4項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付（記載）年月日を、令第84条第2項の規定により南極投票人証を送付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。
- 4 投票人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である場合又は同令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合若しくは同令第59条の3の2第4項の規定による記載を受けている場合にあつては「備考」欄にその旨を、同令第59条の7第1項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合にあつては「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。
- 5 選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

別記第一号様式（投票人名簿の様式）（第一条関係）

その一

住 所		氏 名		生 年 月 日		性 別
登 録	年 月 日	住民票作成日 転入届出日	年 月 日	投票区		
表示・表示 の消 除 〔理由及び その年月日〕	年 月 日 年 月 日	備考			市(区)(町)(村) 選挙管理 委員会印	
〔抹消 理由及び その年月日〕	年 月 日					

備考

- 1 「表示・表示の消除」欄には、成年被後見人となった者について、その旨を記載しなければならない。
- 2 法第28条第2項の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 3 「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第29条の該当事項を記載しなければならない。
- 4 令第10条第2項の規定により投票人名簿登録証明書を送付したときは、令第74条第4項の規定により国民投票郵便等投票証明書を送付したとき若しくは令第75条第4項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付（記載）年月日を、令第84条第2項の規定により南極投票人証を送付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。
- 5 投票人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である場合又は同令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合若しくは同令第59条の3の2第4項の規定による記載を受けている場合にあつては「備考」欄にその旨を、同令第59条の7第1項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合にあつては「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。
- 6 選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

現行

その二

住 所	ふりがな 氏 名	生年月日	性別	登 録 年月日	住民票作成日 転 入 届 出 日	抹 消 (理由及びそ の年月日)	投票区	備考
								市(区)(町)(村) 選 挙 管 理 委 員 会 印

備考

- 1 法第28条の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 2 「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第29条の該当事項を記載しなければならない。
- 3 令第10条第2項の規定により投票人名簿登録証明書を交付したとき又は令第74条第4項の規定により国民投票郵便等投票証明書₄を交付したとき若しくは令第75条第4項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付（記載）年月日を、令第84条第2項の規定により南極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。
- 4 投票人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である場合又は同令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合若しくは同令第59条の3の2第4項の規定による記載を受けている場合₅にあつては「備考」欄にその旨を、同令第59条の7第1項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合₅にあつては「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。
- 5 選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

その二

住 所	ふりがな 氏 名	生年月日	性別	登 録 年月日	住民票作成日 転 入 届 出 日	表示・表示 の 消 除 (理由及びそ の年月日)	抹 消 (理由及びそ の年月日)	投票区	備考
									市(区)(町)(村) 選 挙 管 理 委 員 会 印

備考

- 1 「表示・表示の消除」欄には、成年被後見人となった者について、その旨を記載しなければならない。
- 2 法第28条第2項の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 3 「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第29条の該当事項を記載しなければならない。
- 4 令第10条第2項の規定により投票人名簿登録証明書を交付したとき又は令第74条第4項の規定により国民投票郵便等投票証明書₄を交付したとき若しくは令第75条第4項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付（記載）年月日を、令第84条第2項の規定により南極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。
- 5 投票人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である場合又は同令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合若しくは同令第59条の3の2第4項の規定による記載を受けている場合₅にあつては「備考」欄にその旨を、同令第59条の7第1項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合₅にあつては「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。
- 6 選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

住 所	氏 名	生 年 月 日	性 別	備 考

- 備考
- 法第28条の規定により投票人名簿の記載の訂正等をしたとき又は法第29条の規定により投票人名簿から抹消をしたときは、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。
 - 令第10条第2項の規定により投票人名簿登録証明書を交付したとき又は令第74条第4項の規定により国民投票郵便等投票証明書交付したとき若しくは令第75条第4項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付（記載）年月日を、令第84条第2項の規定により南極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。
 - 投票人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である場合又は令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合若しくは令第59条の3の2第4項の規定による記載を受けている場合若しくは「備考」欄にその旨を、同令第59条の7第1項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合若しくは「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。
 - 抄本の表紙には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

投票人名簿の抄本	調製現在日
都（道府県）郡（市）（区）町（村） 投票区	年 月 日

- 5 抄本の巻末には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

この投票人名簿の抄本は、 年 月 日執行の国民投票における投票人名簿に基づいて調製したものである。
都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長 氏 名

住 所	氏 名	生 年 月 日	性 別	備 考

- 備考
- 法第28条の規定により投票人名簿に表示若しくは訂正等をしたとき、法第29条の規定により投票人名簿から抹消をしたとき又は令第8条の規定により表示の消除をしたときは、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。
 - 令第10条第2項の規定により投票人名簿登録証明書を交付したとき又は令第74条第4項の規定により国民投票郵便等投票証明書を交付したとき若しくは令第75条第4項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付（記載）年月日を、令第84条第2項の規定により南極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。
 - 投票人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である場合又は令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合若しくは令第59条の3の2第4項の規定による記載を受けている場合若しくは「備考」欄にその旨を、同令第59条の7第1項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合若しくは「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。
 - 抄本の表紙には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

投票人名簿の抄本	調製現在日
都（道府県）郡（市）（区）町（村） 投票区	年 月 日

- 5 抄本の巻末には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

この投票人名簿の抄本は、 年 月 日執行の国民投票における投票人名簿に基づいて調製したものである。
都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長 氏 名

住 所	氏 名	生 年 月 日	備 考

備考

- 1 法第28条の規定により投票人名簿の記載の訂正等をしたとき又は法第29条の規定により投票人名簿から抹消をしたときは、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。
- 2 この書面の表紙には、次のとおり記載しなければならない。

縦覧期間	年	月	日から	年	月	日まで
投票人名簿登録者一覧表						
都（道府県）郡（市）（区）町（村）						投票区

- 3 この書面の巻末には、次のとおり記載しなければならない。

この書面は、日本国憲法の改正手続に関する法律第24条の規定により縦覧に供する書面である。

年 月 日

都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長 氏

名 印

住 所	氏 名	生 年 月 日	備 考

備考

- 1 法第28条の規定により投票人名簿に表示（令第8条の規定により表示の消除をしたときを除く。）若しくは訂正等をしたとき又は法第29条の規定により投票人名簿から抹消をしたときは、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。
- 2 この書面の表紙には、次のとおり記載しなければならない。

縦覧期間	年	月	日から	年	月	日まで
投票人名簿登録者一覧表						
都（道府県）郡（市）（区）町（村）						投票区

- 3 この書面の巻末には、次のとおり記載しなければならない。

この書面は、日本国憲法の改正手続に関する法律第24条の規定により縦覧に供する書面である。

年 月 日

都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長 氏

名 印

最終住所又は本籍		氏名	生年月日	性別
最終住所 本籍				
登録	年月日	経由領事官の名称等	(国名等)	
抹消 理由及び その年月日	年月日	在外投票人証の交付	在外投票人証の交付番号	
	年月日		変更・再交付 (経由した領事官 交付番号) 年月日	
	年月日		変更・再交付 (経由した領事官 交付番号) 年月日	
本籍				
備考				
市(区)(町)(村) 選挙管理 委員会印				

- 備考
- 「最終住所又は本籍」欄は、当該投票人が最終住所地登録の場合は「最終住所」を、本籍地登録の場合は「本籍」を○で囲み、「最終住所又は本籍」を記載しなければならない。
 - 「抹消」欄には、それぞれ当該成年被後見人となった者について、その旨を記載しなければならない。
 - 「在外投票人証の交付」欄は、令第21条第6項の規定により在外投票人証を交付した場合は「変更」を、令第22条第3項又は規則第16条第2項の規定により在外投票人証を交付した場合は「再交付」を○で囲み、交付年月日及び届出書又は申請書を經由した領事官（規則第16条第2項の規定により交付した場合は「再交付」を○で囲み、「帰国」とする。）を記載しなければならない。また、令第22条第3項又は規則第16条第2項の規定により在外投票人証を再交付する場合は、在外投票人証の交付番号を変更し、当該再交付された在外投票人証の交付番号を記載しなければならない。
 - 投票人が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第3項に規定する在外選挙人証の交付を受けている場合は、「備考」欄にその旨を記載しなければならない。
 - 「本籍」欄は、現在の本籍（転籍があった場合は、転籍後の本籍）を記載しなければならない。
 - 法第41条の規定に基づき記載の修正又は訂正をした場合は、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
 - 選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

最終住所又は本籍		氏名	生年月日	性別
最終住所 本籍				
登録	年月日	経由領事官の名称等	(国名等)	
表示・表示の消除 理由及び その年月日	年月日	在外投票人証の交付	在外投票人証の交付番号	
	年月日		変更・再交付 (経由した領事官 交付番号) 年月日	
	年月日		変更・再交付 (経由した領事官 交付番号) 年月日	
抹消 理由及び その年月日	年月日	備考		
本籍				
市(区)(町)(村) 選挙管理 委員会印				

- 備考
- 「最終住所又は本籍」欄は、当該投票人が最終住所地登録の場合は「最終住所」を、本籍地登録の場合は「本籍」を○で囲み、「最終住所又は本籍」を記載しなければならない。
 - 「表示・表示の消除」欄には、成年被後見人となった者について、その旨を記載しなければならない。
 - 「抹消」欄には、それぞれ当該成年被後見人となった者について、その旨を記載しなければならない。
 - 「在外投票人証の交付」欄は、令第21条第6項の規定により在外投票人証を交付した場合は「変更」を、令第22条第3項又は規則第16条第2項の規定により在外投票人証を交付した場合は「再交付」を○で囲み、交付年月日及び届出書又は申請書を經由した領事官（規則第16条第2項の規定により交付した場合は「再交付」を○で囲み、「帰国」とする。）を記載しなければならない。また、令第22条第3項又は規則第16条第2項の規定により在外投票人証を再交付する場合は、在外投票人証の交付番号を変更し、当該再交付された在外投票人証の交付番号を記載しなければならない。
 - 投票人が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第3項に規定する在外選挙人証の交付を受けている場合は、「備考」欄にその旨を記載しなければならない。
 - 「本籍」欄は、現在の本籍（転籍があった場合は、転籍後の本籍）を記載しなければならない。
 - 法第41条第2項の規定に基づき記載の修正又は訂正をした場合は、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
 - 選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

最終住所	氏名	生年月日	性別	備考

備考

- 「最終住所」欄は、最終住所地登録の場合に限り最終住所を記載し、本籍地登録の場合は「本籍地登録」と記載しなければならない。
- 法第41条の規定により在外投票人名簿の記載の訂正等をした場合又は法第42条の規定により在外投票人名簿から抹消した場合は、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。
- 抄本の表紙には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

在外投票人名簿の抄本	調製現在日
都(道府県)郡(市)(区)町(村) 投票区	年 月 日

- 抄本の巻末には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

この在外投票人名簿の抄本は、 年 月 日執行の国民投票における在外投票人名簿に基づいて調製したものである。

都(道府県)郡(市)(区)町(村)選挙管理委員会委員長 氏

名印

最終住所	氏名	生年月日	性別	備考

備考

- 「最終住所」欄は、最終住所地登録の場合に限り最終住所を記載し、本籍地登録の場合は「本籍地登録」と記載しなければならない。
- 法第41条の規定により在外投票人名簿に表示若しくは訂正等をした場合、法第42条の規定により在外投票人名簿から抹消した場合又は令第28条の規定により表示の消除をした場合は、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。
- 抄本の表紙には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

在外投票人名簿の抄本	調製現在日
都(道府県)郡(市)(区)町(村) 投票区	年 月 日

- 抄本の巻末には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

この在外投票人名簿の抄本は、 年 月 日執行の国民投票における在外投票人名簿に基づいて調製したものである。

都(道府県)郡(市)(区)町(村)選挙管理委員会委員長 氏

名印

最終住所	経由領事館の名称	氏名	生年月日	備考

備考

- 「最終住所」欄は、最終住所地登録の場合に限り最終住所を記載し、本籍地登録の場合は「本籍地登録」と記載しなければならない。
- 法第41条の規定により在外投票人名簿の記載の訂正等をしたとき又は法第42条の規定により在外投票人名簿から抹消をしたときは、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。
- この書面の表紙には、次のとおり記載しなければならない。

縦覧期間	年	月	日から	年	月	日まで
在外投票人名簿登録者一覧表						
都（道府県）郡（市）（区）町（村）						投票区

- この書面の巻末には、次のとおり記載しなければならない。

この書面は、日本国憲法の改正手続に関する法律第38条の規定により縦覧に供する書面である。

年 月 日 都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

最終住所	経由領事館の名称	氏名	生年月日	備考

備考

- 「最終住所」欄は、最終住所地登録の場合に限り最終住所を記載し、本籍地登録の場合は「本籍地登録」と記載しなければならない。
- 法第41条の規定により在外投票人名簿に表示（令第28条の規定により表示の消除をしたときを除く。）若しくは訂正等をしたとき又は法第42条の規定により在外投票人名簿から抹消をしたときは、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。
- この書面の表紙には、次のとおり記載しなければならない。

縦覧期間	年	月	日から	年	月	日まで
在外投票人名簿登録者一覧表						
都（道府県）郡（市）（区）町（村）						投票区

- この書面の巻末には、次のとおり記載しなければならない。

この書面は、日本国憲法の改正手続に関する法律第38条の規定により縦覧に供する書面である。

年 月 日 都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印